

基本診療料・特掲診療料の施設基準に係る掲示事項

○電子的診療情報連携体制整備加算について

当院は、電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っている医療機関として、以下の体制を整えております。

- ・健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認（オンライン資格確認）を行っております。
- ・受診した患者さんに対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っております。
- ・診療報酬明細書（レセプト）のオンライン請求を行っております。
- ・オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報を診察室等で閲覧または活用しております。
- ・マイナ保険証利用を促進するなど、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

○外来腫瘍化学療法診療料について

- ・専任の医師、看護師または薬剤師が院内に常時1名以上配置され、患者さんから電話等による緊急相談等に24時間対応できる連絡体制を整備しています。
- ・急変時等の緊急時に当該患者さんが入院できる体制の確保を行っています。
- ・実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を定期的に開催しています

○院内トリアージ実施体制加算について

当院では、夜間・休日または深夜に受診される患者さんに対して、医師又は看護師が来院後すみやかに患者さんの状態を評価し、緊急度区分に応じて診療の優先順位付け（院内トリアージ）を実施し院内トリアージ実施体制加算を算定しています。トリアージの結果により、緊急度が高い患者さんを優先して診察する場合があります、順番が前後する場合がありますのでご理解の程お願いいたします。

○地域支援・医薬品供給対応体制加算およびバイオ後続品使用体制加算について

当院では、後発医薬品およびバイオ後続品の使用を推進しております。

後発医薬品およびバイオ後続品は、先発医薬品と有効性・安全性が確保された医薬品であり、医療費の適正化および医薬品の安定供給に資するものです。当院では以下の体制を整備しております。

- ・医薬品の供給状況を踏まえた適切な薬剤選択
- ・後発医薬品およびバイオ後続品の優先的な採用
- ・医薬品の変更が必要な場合の適切な説明体制

なお、医薬品の供給状況等により、処方内容が変更となる場合があります。その際は患者さんに十分に説明いたします。

○一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進および医薬品の安定供給に向けた取り組みの一環として、一般名処方を行っております。一般名処方とは、お薬の商品名ではなく、有効成分の名称で処方する方法です。これにより、供給状態に応じて複数の医薬品から選択することが可能となります。

なお、医薬品の供給状況等により、処方する薬剤を変更する場合がありますが、その際に適切に説明を行います。

令和8年6月1日現在